

令和 6 年 8 月 6 日

報道機関各位

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

堺市社会福祉協議会が交付した福祉委員会への補助金の使途不明金について

社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は堺市から補助を受け、堺市内に 93 ある福祉委員会に対し、「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）補助金」（以下「本件補助金」という。）を支給し、地域福祉活動の育成を支援しています。このたび、下記のとおり福祉委員会の一つにおいて使途不明金が発生していることが判明しました。令和 5 年 7 月 31 日に使途不明金に係る損害賠償請求の調停を申し立てましたが、令和 6 年 7 月 12 日に不成立となったことから、令和 6 年 8 月 6 日に当該福祉委員会の元代表者に対し、損害賠償請求訴訟を提起しましたのでお知らせします。

記

(1) 損害賠償請求額

15,354,363 円（使途不明金 11,353,863 円及びその遅延損害金 4,000,500 円を合計した額）

※当該福祉委員会への平成 17 年度～令和 4 年度の本件補助金総額は 14,950,000 円

(2) 発覚に至る経緯

令和 5 年 1 月、福祉委員会の一つが組織としての実体がなく、地域福祉活動に対して補助金を使用されていないにもかかわらず、本件補助金を受け取っている疑いがあるとの情報が当該地域関係者から社協に寄せられました。

令和 5 年 2 月から 7 月にかけて、当該福祉委員会の関係者にヒアリング等の調査を行った結果、当該福祉委員会では関係者に補助金の存在が知らされておらず、元代表者 1 人で管理運営を行っていた可能性が高いことがわかりました。また、当該福祉委員会から本件補助金交付要綱上 5 年間保存しなければならない領収書など活動実績を証明する書類の大半が提示されなかったことから、地域福祉活動に本件補助金を使用されている実績を明らかにできませんでした。そのため、本件補助金に使途不明金があると判断しました。

(3) 発覚後の対応

社協は、使途不明金の解明と適切な措置を法的手続で厳正に行う必要があると判断し、社協理事会に諮った上、令和 5 年 7 月 31 日（月）、堺簡易裁判所に当該福祉委員会の元代表を相手方として、本件補助金事業を開始した平成 17 年度からの使途不明金に係る損害賠償請求の調停を申

し立てました。

調停手続きにおいて、社協は平成 17 年度当初からの本件補助金に係る使途の説明と資料の提出を求めましたが、相手方は、「適正使用を証明する適切な証拠書類や領収書はないが、本件補助金は適正に使用しており私的な使用は一切ない。したがって社協の損害賠償請求には応じられない。」との主張を一貫して続けたため、令和 6 年 7 月 12 日（金）の第 5 回期日で調停は不成立となりました。社協は裁判所の判断を仰ぐため、本日、元代表者に使途不明金 11,353,863 円及びその遅延損害金 4,000,500 円を合計した額である 15,354,363 円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を、大阪地方裁判所堺支部に提起いたしました。

(4) 当該福祉委員会以外への対応

福祉委員会の各区会長と社協で構成する検討委員会を設置し、全福祉委員会へのヒアリング等による本事業の再点検を行い、当該福祉委員会以外で同様の事例はなかったことを確認しています。

本事案を受け、今後は社協職員が各福祉委員会に出向き、現金出納簿や領収書を直接確認する対応を行います。

【参考】

①福祉委員会について

福祉委員会は小学校区エリアを基本的な単位とし、自治連合会や民生委員児童委員会、老人会、子ども会、単位自治会等、地域にある多くの団体が集まって組織されている。昭和 44 年からさまざまな地域福祉活動を行っている。

②地域のつながりハート事業補助金について

基本的には小学校区を単位として地域住民で構成される福祉委員会が、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進を図るための活動を行う際に必要となる費用について補助金を交付（平成 17 年度事業開始）するものである。補助金は、社協が福祉委員会に対し交付する。1 校区当たりの年間交付上限額は 90 万円である。

補助基準額は、グループ援助活動が年 50 回以上実施で年額 60 万円、30～49 回で年額 50 万円、24～29 回で年額 40 万円、24 回未満で年額 23 万円である。それに加算して、校区ボランティアビューロー年 50 回以上実施で年額 10 万円、50 回未満で年額 5 万円、お元気ですか訪問活動実施で年額 20 万円である。その他に、1 回限りでお元気ですか訪問活動と校区ボランティアビューローの初年度加算 10 万円がある。

■問い合わせ先

担当課 社会福祉法人堺市社会福祉協議会 地域福祉課

担当者 所、増岡

直 通 072-232-5420

F A X 072-221-7409